

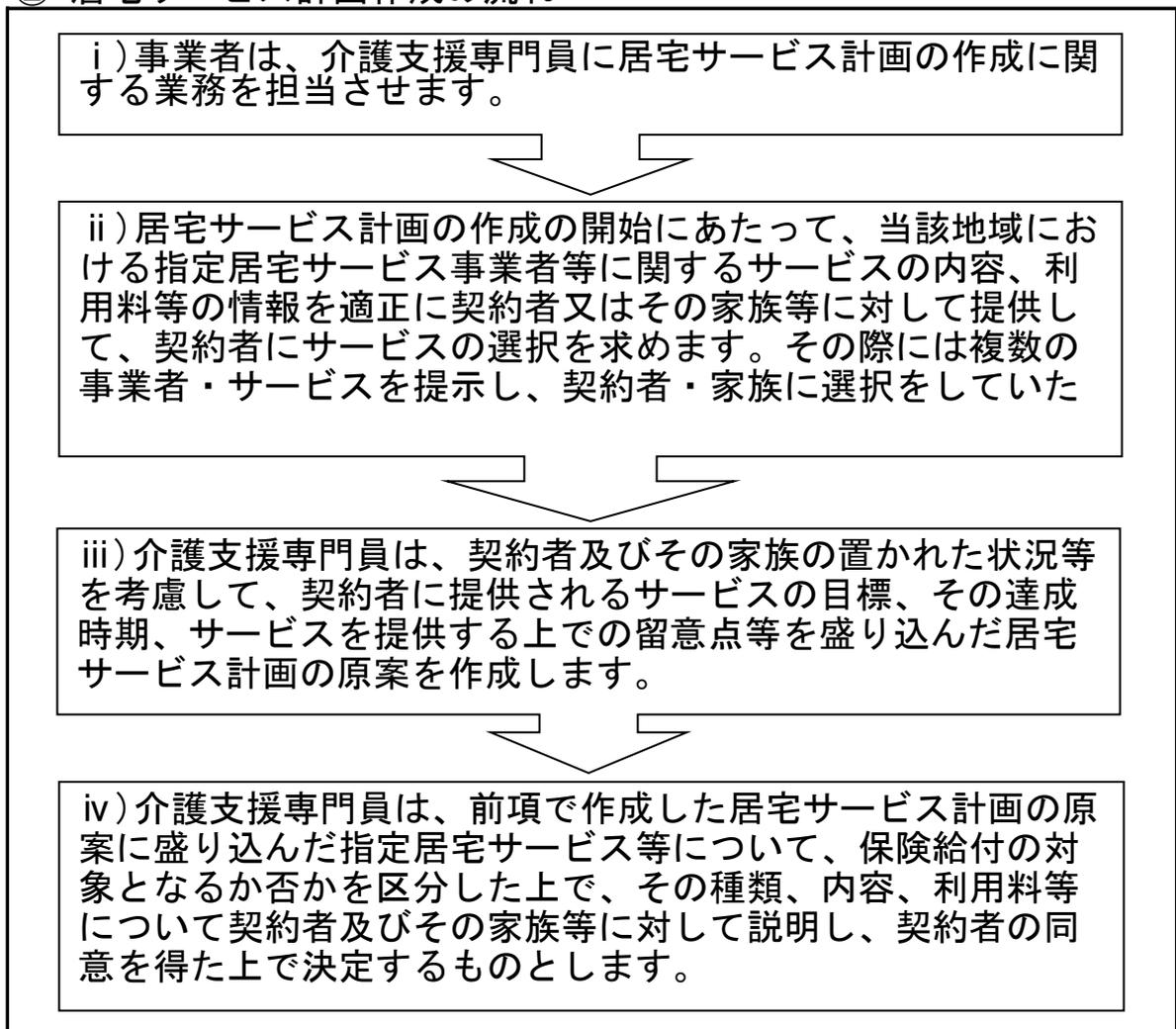
### 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

#### (1) サービスの内容

##### ① 居宅サービス計画の作成

利用者のご家庭に訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及び、その他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成し、複数の事業者を提示し、契約者・家族に選択し安心したサービスにつながるよう支援して参ります。

##### ② 居宅サービス計画作成の流れ



##### ③ 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的にを行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等の連絡調整を行います。
- ・利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

##### ④ 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

#### ⑤ 介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

#### ⑥ 医療と介護の連携の強化について

居宅介護支援の提供の開始にあたり、利用者が入院した場合、担当ケアマネージャーの氏名等を入院先医療機関に提供するようにお願いします。医療機関及び主治医と利用者の情報等を共有し、連携してまいります。

#### ⑦ その他

利用者及びその家族等の意思に基づいた契約であることから、利用者及びその家族は居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また当該サービス事業所をケアプランに位置づけた理由についても利用者及びその家族は当事業所に説明を求める事ができます。質の高いケアマネジメント推進のために、事業所におけるサービスの利用割合を別紙において参照します。

## 4. 利用料金

### (1) 利用料

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合は（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額を一旦お支払下さい。

要介護 1・2	要介護 3～5	特定事業所加算Ⅱ
12,266円	15,937円	4,799円

### (2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方で当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。